

令和 () 年度 市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者	所在地 (住所)	〒 _____	特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ		_____ _____ _____				
		名称 (氏名)		連 絡 先	係			
		代表者氏名			氏名			
法人番号			電話					

控えが必要な場合は
コピーをおとりください。

給 与 所 得 者	フリガナ		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期以降を切替希望		
	氏名			(旧姓)		
	生年月日		大・昭・平	年	月	日
	住 所	旧住所 (1月1日)				
現住所 (異動後)						
		特別徴収 開始予定月	月分 (____ 月 ____ 日納期限分) から 特別徴収を開始します。 ※ 切替届出書は、特別徴収開始月の前月10日までに提出してください。			
		新規の 場合	納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに○をつけてください。)		要・不要	
届出理由 (該当理由に○をつけてください。)		1. 本人希望 2. 入社 (____ 月 ____ 日) 3. その他 (____)				

水戸市処理欄

処理不要

課税資料なし
 課税権なし

<注意事項>

1. 切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替になった方の給与から特別徴収できる開始月を記入してください。
事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、切替届出書の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。
2. 普通徴収の納期限が過ぎた分及び随時課税分は、特別徴収へ切り替えることができません(右表参照)。
3. 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお願いください。
4. 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできません。
5. 給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は、記入は不要です。)

水戸市が受領した日	特別徴収に切替できる 普通徴収の納期
～ 6月末日 (第1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～ 8月末日 (第2期納期限)	2期 3期 4期
～ 10月末日 (第3期納期限)	3期 4期
～ 1月末日 (第4期納期限)	4期

記入例4

令和（ 5 ）年度 市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 5 年 8 月 6 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 310 - 0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ	〇 〇 ショウジ	7 1 2 3 4 5 6 0 0 0 新規			
		名称(氏名)	(株) 〇 〇 商事	連絡先	係	経理課	
		代表者氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇		氏名	鈴木一郎	
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話	029-224-1111 (内線1611)	

特別徴収税額の決定・変更通知書等に記載されている「7」で始まる10桁の番号を記入してください。水戸市の特別徴収義務者指定番号がない場合には新たに採番いたしますので「新規」を〇で囲んでください。

給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマダ ハナコ	普通徴収切替期別	期別を〇で囲んでください。 〔1・ <u>2</u> ・3・4〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたもの及び随時課税分ものは、特別徴収への切替えができません。	
	氏名	山田花子 (旧姓 中村)			
	生年月日	大・ <u>昭</u> ・平 〇〇年〇〇月〇〇日	特別徴収開始予定月	9 月分 (10 月 10 日納期限分) から特別徴収を開始します。 ※ 切替届出書は、特別徴収開始月の前月10日までに提出してください。	
	住所	水戸市桜川〇-〇-〇		新規の場合	納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに〇をつけてください。)
届出理由 (該当理由に〇をつけてください。)	① 本人希望 2. 入社 (月 日) 3. その他 ()				

給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は記入は不要です。)

その他の場合は、理由を簡潔に記入してください。

切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替えになった方の給与から特別徴収できる開始月を記入してください。事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、切替届出書の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。